

維持管理のための性能規定型契約に関する研究

掲載日	2009 年
国名	アメリカ
分類番号	維持管理
出典	TRB
タイトル	Performance-Based Contracting for Maintenance

性能規定型維持管理業務契約(PBMC)は、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、イギリス、およびフィンランドで維持管理の主たる契約形態となり、米国では、ヴァージニア州やテキサス州、フロリダ州などが先進的に取り入れている。

州や地方の交通局は、高速道路網を維持管理するためのニーズの増大に対し、財源に限りがあるという問題に直面しており、これらの政府機関の多くは、維持管理契約の考え方を変更する方向へと動かされていった。この研究においては、次の基本的な課題について議論している。

- ・ PBMC を実行する理由、しない理由
- ・ PBMC が金額に見合う価値があるかどうか
- ・ サービスレベルとコストの折り合を決定するための試み
- ・ リスク分担
- ・ PBMC に着手するための基本的なステップ
- ・ 契約のタイプ
- ・ 契約者選択評価基準 など

また、文献調査や、州交通局(DOTS)やPBMCに従事する4つの民間会社への聞き取り調査から、以下に示すような多くの有益な意見が得られた。

- ・ PBMC の導入は、高速道路庁の財政的な予見において、より少なりリスクでより低い費用となるより良い結果となっている。
- ・ PBMC の導入が、サービスレベルの向上に寄与しているかどうかは明白でない。いくつかのケースにおいては、PBMC の導入が、サービスレベルの向上や改良をもたらした事例が報告されているが、サービスレベルが当初のうちは減退している事例もある。
- ・ 研究段階では、コスト縮減が存在することになっているが、多くの道路局は、そのことに関し懐疑的である。
- ・ 交通局の維持管理部門のかなりの部分が民営化されるというリスクがある。このため、公務員の賃金削減や雇用不安がある。
- ・ 交通局と契約者がともにリスクと報酬を分担するPBMCがより成功するのではないかと考える。